

令和8年度

長岡市アーバンスポーツ等
普及促進事業補助金

公募要項

長岡市市民協働推進部スポーツ振興課

※この公募要項は、「長岡市アーバンスポーツ等普及促進事業補助金交付要綱」に基づき、必要な手続き等を説明するための資料です。

1. 目的

市民に多様なスポーツの体験機会を提供し、スポーツに関わる人口の増加を図ることを目的として、アーバンスポーツ及びエクストリームスポーツの普及促進に係る事業の実施に要する経費の一部を支援します。

2. 補助対象

(1) 対象者

市内に活動拠点のある個人や団体で、次のいずれかに該当するもの

- スポーツ活動を行う個人又は団体
- スポーツ活動に係る技能の指導を業として行う個人又は法人
- スポーツ活動に係る事業を実施するために組織された実行委員会その他の団体
(当該団体の規程が定められており、代表者が選任されているものに限る)
- スポーツ活動の普及、振興等を目的とする団体

※上記に関わらず、次のいずれかに該当する場合は対象外とします。

- ・暴力団
- ・暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
- ・自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- ・暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- ・暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- ・上記に掲げる者のほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(2) 対象事業と補助金額

アーバンスポーツやエクストリームスポーツの普及を目的として市内で開催する下記の事業

事業区分	補助金の額 (千円未満切捨て)
①体験会、教室等	補助対象経費の全額 【上限10万円】
②申請者が複数のスポーツ団体等と連携して実施する体験、パフォーマンス披露、成果発表等を組み合わせた複合型のイベント	補助対象経費の5分4以内の額 【上限50万円】

※ いずれの事業区分に該当するか不明な場合は、お問合せください。

※ 補助金の交付は、1年度につき1事業者1回限りとします。

※ 次のいずれかに該当する場合は対象外とします。

- ✓ 営利を主な目的とするもの
- ✓ 政治又は宗教に関するもの
- ✓ 公序良俗に反するもの
- ✓ 上記に掲げるもののほか、補助金を交付することが適当でないと認められるもの

(3) 対象経費

区分	経費の種類
報償費	講師及びスタッフ等謝金、日当等
旅費	講師及びスタッフ等旅費
需用費	印刷製本費、コピー代、一般消耗品、燃料費等
役務費	郵便料、通信料、保険料、手数料等
委託料	警備委託料、会場設営料等
使用料及び賃借料	会場使用料、自動車借上料等
負担金	ブース出展料等
その他の経費	市長が必要と認める経費

〈対象外経費の例〉

- 消費税及び地方消費税相当額（申請者がスポーツ活動に係る技能の指導を業として行う個人又は法人の場合のみ）
- 補助事業者における経常的な経費
- 補助事業者の常用雇用者の人件費
- 販売目的の物品又は原材料の購入費
- 事業実施後に他の用途に転用可能な汎用的財産の取得費
- 同一の経費について、国若しくは他の地方公共団体の補助金等又は本市の他の補助金等の交付を受けるもの
- 上記に掲げる経費のほか、社会通念上補助することが適当と認められない経費

(4) 補助対象となる事業の実施期間

交付決定日から令和9年3月16日（火曜日）まで

※事業の着手から完了まで（補助対象経費に係る納品や支払いなど）が上記期間内である必要があります。ただし、会場予約や外部講師との日程調整、費用の伴わない告知（SNS等）など、納品や支払を伴わない事業の準備は、交付決定前に進めていただくことができます。

3. 申請方法

(1) 提出書類

- ①交付申請書
- ②事業計画書
- ③その他補足資料（該当書類がある場合のみ）

(2) 提出方法

申請する事業区分に応じて、下記受付期間内に電子メール等で提出してください。

事業区分	受付期間
①体験会、教室等	随時募集 (予算に達し次第終了)
②申請者が複数のスポーツ団体等と連携して実施する体験、パフォーマンス披露、成果発表等を組み合わせた複合型のイベント	令和8年4月13日(月)から 5月29日(金)まで

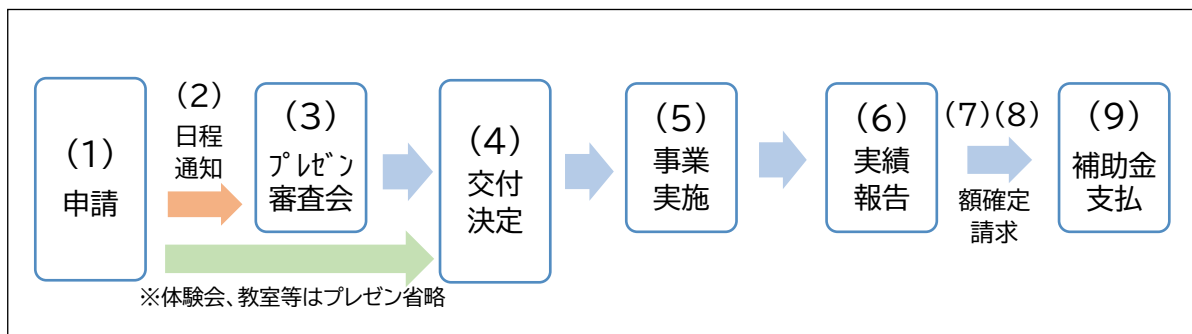
【提出先】

長岡市市民協働推進部スポーツ振興課

〒940-0084 長岡市幸町2丁目1番1号 さいわいプラザ

(電話) 0258-32-6117 (メール) sports@city.nagaoka.lg.jp

4. 採択までの流れ



(1) 申請

申請書類を電子メールにより提出してください。提出書類の受付後、必要に応じて事業内容をヒアリングします。

(2) プレゼン審査の日程通知

プレゼン審査の開催日時と場所について、電話やメール等で通知します。なお、原則平日の日中に開催予定です。

(3) プレゼン審査会の開催

受付期間終了後、プレゼン審査会を開催し、申請者による事業計画のプレゼンと、審査員による質疑応答を行います。

ただし、体験会、教室等にかかる事業については、申請受付後、速やかに審査を行います。

(4) 採択可否結果及び交付決定通知の送付

補助金交付の採択可否を決定し、書面で結果を通知します。なお、不採択の理由についてのお問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。

(5) 事業の実施

当該補助金にて申請いただいた事業を実施してください。

- 補助金の対象となる経費は交付決定通知の発行日以降に契約したものとなります。事前に契約、支払いを行っているものについては対象外となりますのでご注意ください。ただし、会場予約や外部講師との日程調整、費用の伴わない告知（SNS等）など、納品や支払を伴わない事業の準備は、交付決定前に進めていただくことができます。
- 支払いを行ったことがわかる資料（領収書等）については実績報告の際に提出が必要となりますので、保管をお願いします。

(6) 実績報告

事業完了後、15日以内に実績報告書を電子メールにより提出してください。

【提出書類】

- ①実績報告書
- ②事業実施報告書
- ③実施事業の様子がわかる写真
- ④支払いを行ったことがわかる資料の写し（領収書等）

(7) 補助金額の確定・通知

提出された実績報告書を確認し、その内容が適正と認められる場合、補助金額を確定し、書面により通知します。

(8) 補助金の請求

補助金額の確定後、請求書を電子メールにより提出してください。

なお、振込先は原則申請団体の専用口座としますが、団体への交付が困難な場合は、申請団体以外への委任払いも可能とします。なお、委任払いを希望する場合は、別途「委任状」を提出してください。

(9) 補助金の交付

請求書を受理してから30日以内に、請求書記載の口座に補助金の振込処理を行います。

(10) その他

- 申請者から補助金の前払い（概算払い）を希望する申し出があった際は、イベントの性質上、概算をもって交付しなければ実施に支障を及ぼすと認められる場合に限り概算払いを行います。ただし、実績報告時の提出資料を精査し補助対象外経費が含まれていた場合は、該当経費相当の補助金の返還を求めます。なお、災害その他の止むを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

- ・ 事業に対して市やスポーツ協会の共催・後援等を依頼する場合は、別途手続きが必要になりますので、ご相談ください。

5. 注意事項について

申請者は、以下のことに注意し、イベントを実施してください。

- (1) 補助対象経費の領収書やイベントの記録写真など、実績報告の際に必要な資料を必ず保管すること。
- (2) 参加者からの苦情や参加者間のトラブル等が生じた場合は、申請者の責任において、真摯に対応すること。
- (3) 特定の商品販売や斡旋、本事業以外のイベント等への勧誘を行うなど、事業の趣旨を逸脱する活動は行わないこと。

6. 個人情報の保護について

申請者は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別または識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、イベントを実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、以下のとおり適正に取り扱ってください。

- (1) 申請者が収集する個人情報の範囲は、イベントの目的を達成するために必要な範囲内とし、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- (2) 申請者は、イベント実施により取得した個人情報をイベントの目的以外の目的に利用してはならない。
- (3) 申請者は、イベント実施により取得した個人情報を本人の同意を得ないで他に開示・提供してはならない。イベント終了後においても同様とする。
- (4) 申請者は、イベント実施により取得した個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

7. その他

本要項に定めるもののほか、本事業に関して必要な事項は、長岡市が別に定めます。

【お問合せ先・申請書等の提出先】

長岡市市民協働推進部スポーツ振興課

〒940-0084 長岡市幸町2丁目1番1号 さいわいプラザ

電話：0258-32-6117

メール：sports@city.nagaoka.lg.jp